

## 防衛医科大学校達第 13 号

防衛医科大学校の教授会の組織及び運営に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第17号）第3条及び第6条並びに教授会の運営に関する達（昭和49年防衛医科大学校達第8号）第4条の規定に基づき、研究分科会規則を次のように定める。

昭和61年10月13日

防衛医科大学校長 菊池 順一郎

### 研究分科会規則

改正 平成元年 5月29日達第 4号  
平成 7年 3月31日達第 1号  
平成 8年10月 1日達第10号  
平成10年 9月29日達第 6号  
平成18年 3月31日達第 3号  
令和 5年 6月30日達第 3号

（設置）

**第1条** 研究に関する専門的事項を効率的に審議するため、教授会に研究分科会（以下「分科会」という。）を置く。

（構成）

**第2条** 分科会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 分科会長 副校長（教育担当）
- （2） 副分科会長 副校長（学生・防衛医学研究担当）
- （3） 委員
  - ア 病院副院長（管理・運営担当）
  - イ 医学教育研修センター長
  - ウ 共同利用研究施設長
  - エ 動物実験施設長
  - オ 防衛医学研究センター長
  - カ 教授のうちから教授会議長の指名する者 若干名
- （4） 前号カの委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

（審議事項）

**第3条** 分科会は、教授会議長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1） 研究計画の検討
- （2） 研究予算執行計画の検討

- (3) 研究成果の検討
- (4) その他研究に関する専門的事項の検討  
(開催)

**第4条** 分科会は、必要に応じそのつど、分科会長が招集する。  
(教授会に対する報告)

**第5条** 分科会長は、分科会で審議が終了した事項について、その結果を教授会に報告するものとする。  
(庶務)

**第6条** 分科会の庶務は、防衛医学研究センター事務部及び医学教育研修センター事務部において行う。

#### **附 則**

この達は、昭和61年10月13日から施行する。

#### **附 則**

この達は、平成元年5月29日から施行する。

#### **附 則**

この達は、平成7年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この達は、平成8年10月1日から施行する。

#### **附 則**

この達は、平成10年10月1日から施行する。

#### **附 則**

この達は、平成18年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この達は、令和5年7月1日から施行する。